

Ⅲ 生活安全管理

生活安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立し、児童生徒等の安全の確保を図ることである。

【対人管理】

- ・ 児童生徒等一人一人の心身の状況の把握
- ・ 事故の発生状況や原因・関連要因の把握、改善
- ・ 行動の規制等
- ・ 日常の安全確保（危険等発生時対処要領の作成・改善及び来校者の確認等）
- ・ 校舎内外の巡回 等

【対物管理】

- ・ けがを防止するための施設や設備の点検、改善
- ・ 不審者の侵入を未然に防止するための施設や設備の点検、改善
- ・ 進入禁止場所の明示や施錠 等

1 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動、学校行事等、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故の未然防止のために行うものである。

(1) 校内体制の確立

学校においては、何よりも児童生徒等の安全確保が最優先されなければならない。

そこで、あらゆる事態を想定し危険の早期発見に努め、学校長が中心となりすばやく対応できる危機管理体制を日ごろから確立し、機能させておくことが極めて重要である。

(2) 危険等発生時対処要領の作成や校内体制の整備

安全教育を担当する教職員を明確にし、組織の充実・整備を図り、自校の危機管理上の課題を明らかにし、学校独自の危険等発生時対処要領を作成する。

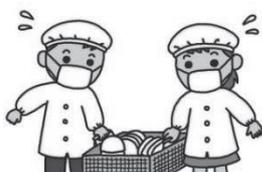
(3) 安全管理（対人管理）の具体的な対象と項目

【休憩時間】

対 象	項 目
校舎内での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や施設の安全な利用法 ・遊び等における行動の危険性 ・児童生徒等が使用する道具や遊具等の危険性（禁止されているものや危険な物の使用）等
運動場・園庭、体育館等での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育動物の安全な扱い方 ・運動や遊びの種類と場所の危険性 ・運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との危険性 ・休憩時間から学習時間に移る時の児童生徒等の行動 ・新しく流行している遊びの危険性 ・人目に付きにくい場所での児童生徒等の行動 等
運動場・園庭、体育館等での固定施設・移動施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の仕方や危険性（無理な利用、誤った利用） ・固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性 等
粗暴な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 ・粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあいなど暴力の前兆の有無 ・発生時の対応策 等

【教科等の学習時間】

対 象	項 目
始業前・学習前	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・児童生徒等などの服装の確認 ・学習中に予想される危険に対する備え（予防策、発生時の対処策、児童生徒等などへの周知） 等
施設・用具などの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、用具、教材・教具の整備 ・施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 ・施設や用具等の扱い方における危険性 等
個別的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 ・当日の心身の健康状態や情緒の安定に対する配慮 等



【園外保育、クラブ・部活動、学校行事の活動等】

対 象	項 目
一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動場所やその経路に関する事前の実地調査 ・ 活動場所やその経路における児童生徒等の行動 ・ 参加する児童生徒等の人数の把握 ・ 学年、体力、技術等に差がある児童生徒等がともに活動することの危険性 ・ 児童生徒等の自主的な行動に対する安全管理上の配慮（最低限の管理の徹底、児童生徒等の自己管理の指導等） 等
状況に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の場所や時刻・時間等における危険性 ・ 児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・ 活動環境の状態の把握（天候、温度、湿度、明るさ等） ・ 活動している児童生徒等間の危険性 等

【学校給食の時間】

対 象	項 目
準備時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食当番の服装 等
調理室からの受渡し時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理室の窓口前における危険の有無など ・ 食缶、食器の受渡し、コンテナ移動などの際の危険の有無 等
運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬方法における危険の有無 ・ 運搬経路における危険の有無 等
配膳時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配膳時の取扱い 等
食事時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤嚥や異物等の誤飲 等

【清掃活動等作業時】

対 象	項 目
作業者の行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びやふざけ等の危険な行動の有無 ・ 道具や用具の使い方 ・ 作業時の服装 ・ 肥料や薬剤、洗剤等の取扱い方 ・ 作業の方法や手順などにおける危険の有無 等
場や周囲との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業している場所及びその周辺の危険性 ・ 作業している児童生徒等間の危険性 等

2 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。安全点検には表10に示す3つの点検がある。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（学校保健安全法施行規則（以下「規則」とする。）28条第1項）
	毎月1回 計画的に教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上等	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要がある時 ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災等の災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火等）の発生時等	必要に応じて点検項目を設定	必要がある時は、臨時に安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

表10<安全点検の種類>

対象や項目の設定では、校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要があり、適宜、追加・変更等を行うことが必要である。

(1) 学校施設面における安全確保

来校者を確認し不審者侵入を未然に防止するとともに、万一不審者が侵入した場合に、早期に発見できるよう施設・設備の管理に努める。

ア 門扉の管理

登下校時以外は門扉を閉めるなど、敷地や校舎への出入を管理可能な場所に限定する。また、敷地の境界を告知することによって、不審者侵入を未然に防ぐよう努める。

イ 防犯設備の状況

警報装置や防犯監視システム等を設置している場合、作動状況を点検する。

ウ 施設・設備の点検補修

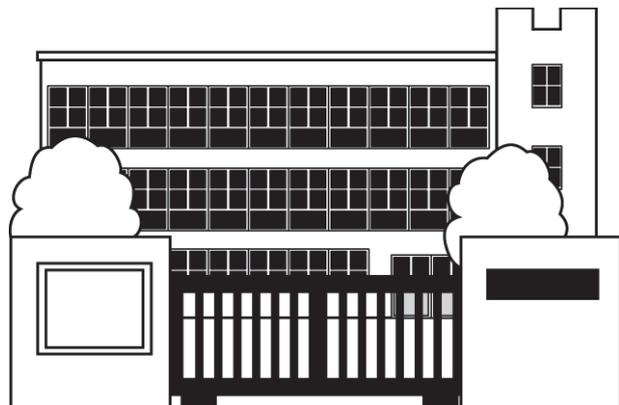
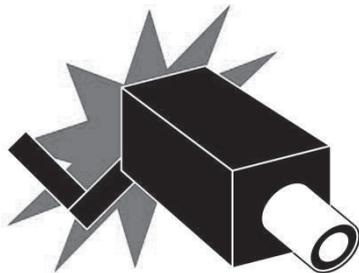
校門・フェンス・外灯・センサーライト・鍵等を定期的に点検し、必要な補修を行う。

エ 環境整備

侵入時の死角の原因となる障害物を撤去するとともに、日頃から整理整頓に努める。

オ 緊急時における部屋の確保

危害を加えるおそれがある者が侵入した場合、一時的に隔離しておく部屋を決めておく。



(2) 安全点検の具体的な対象と項目

【校舎の安全点検】

対 象	項 目
教室・保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道具の破損、整理状態 ・ エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・ 床や腰板の状態（滑りやすさ、破損等） ・ 釘やびょう等の突起物 ・ 教室の窓枠、ガラス等の破損 ・ 窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 ・ 出入口の扉における危険の有無 ・ 机、戸棚、その他の備品の配置 ・ 机、いすの破損 ・ 施錠、鍵の故障の有無 等
廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の窓枠、ガラス等の破損 ・ フェンスの破損や劣化 ・ 廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無 ・ 雨天時の滑りやすさ 等
便所、水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滑りやすさ（水飲み場、洗口場、手洗い場等） 等
屋上、バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェンスの高さや、足がかりの有無 ・ 床やフェンス、トップライト（天窗）などの破損や劣化 ・ 出入口の施錠 等
給食室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止等の観点から） ・ 電源やガス等の安全 等
特別教室など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管・管理方法 ・ 電源やガス等の安全装置の作動性 ・ 危険標識等の整備 ・ 刃物類の管理 ・ 出入口の施錠 ・ パソコン利用にかかわる情報の管理 等
体育館・遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床板や壁面（ステージを含む）の破損 ・ 電源等の安全 ・ 体育施設や体育用具の破損や劣化 ・ 机、テーブル、いす等備品の破損 ・ 大型遊具、楽器等の整理状態 ・ ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態等） 等
校舎・園舎等の外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎等の外壁やひさしの亀裂や剥落の危険性 ・ 表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・ 雨どいの破損 等

【校舎以外の安全点検】

対象	項目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場における危険物の有無 ・校門等の施錠、錠の故障の有無、鍵の管理 ・地面の勾配や凹凸 ・地面の排水状態 ・危険物（ガラス、石、釘等）の有無 ・フェンスやその支柱の破損や劣化 ・学校に用のない者や動物の侵入の有無 等
遊具、体育等で使用する 固定施設・移動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、固定施設（鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネット）の支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚柱の破損や劣化 等 ・移動施設（サッカー、バスケット、ハンドボールなどのゴールポスト）の固定の状態、テント、展示物の破損や劣化 等
運動用具等の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫や用具室の整理、整頓 ・倉庫の施錠、錠の故障の有無、鍵の管理 ・石灰の保管状況や取扱い方 ・児童生徒等の出入りの管理 等
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性 ・プールへの危険物や異物などの混入 ・プールの排（環）水口の蓋等の固定 ・プールサイドやプールの周辺の危険性 ・出入口等の施錠 ・プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 ・連絡用電話等の接続状況 等
足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場における危険の有無 ・周囲における障害物の有無 ・滑りやすさ ・排水状態 等
花壇、農場、飼育場等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁、板面の破損や劣化 ・棚やフェンスの破損や劣化 ・農機具等の整備 ・飼育場や倉庫の整理・整頓 ・出入口等の施錠 等



(3) 安全点検表

安全点検表の一例を示す。各校の実態に応じて点検項目を追加、整理し、毎月点検し、安全な環境を維持するようにする。

【教室等の安全点検表】

場所

平成 ○ ○ 年度

年 組 教室

点検者 ○ ○ ○ ○

点検の観点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	床板の異常、破損はないか												
2	机・いすの破損はないか												
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障はないか												
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか												
5	窓下に足がかりになるものはないか												
6	カーテン、カーテンレールに損傷はないか												
7	蛍光器具、スクリーン、時計、スピーカー等が落ちそうになっていないか												
8	戸棚、ロッカー等の転倒の危険はないか												
9	戸棚、ロッカー等からの落下物の危険はないか												
10	柱や内壁に剥離、亀裂はないか												
11	天井の破損、雨漏りはないか												
12	防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか												
13													
14													
15													
16													
17													
	確認サイン(安全担当)												
	確認サイン (教頭)												
<p>*「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。</p> <p>*できれば、2人以上で点検を行うようにする。</p>													

【運動場・校地の安全点検表】

場所

平成 ○ ○ 年度

運動場・校地

点検者 ○ ○ ○ ○

点検の観点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	石、ガラス片、凸凹などによる危険はないか												
2	排水口や側溝につまりはないか												
3	水飲み場、足洗いの破損はないか												
4	サッカーゴールは固定されているか												
5	サッカーゴールの溶接部分に破損はないか												
6	バックネットに破損はないか												
7	掲揚柱等の腐食や転倒のおそれはないか												
8	樹木に邪魔な枝はないか												
9	校門、柵の破損はないか												
10	訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損はないか												
11	登下校時以外は校門が閉められているか												
12	防犯カメラ、インターホンは正しく作動しているか												
13	死角の原因となる立木等の障害物はないか												
14													
15													
16													
17													
確認サイン(安全担当)													
確認サイン (教頭)													
<p>*「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。</p> <p>*できれば、2人以上で点検を行うようにする。</p>													

【遊具等の安全点検表】

場所

平成 ○ ○ 年度

運動場の遊具

点検者 ○ ○ ○ ○

点検の観点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 ブランコ												
支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか												
着地面や周辺に石などはないか												
着座部の破損、金具の摩耗・緩みはないか												
吊り金具、チェーンの破損・摩耗はないか												
2 すべり台												
支柱、登行部、落下防止柵などのぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか												
着地面や周辺に石などはないか												
滑降面に突起物などはないか												
ひも等が引っ掛かりやすい隙間等はないか												
3 ジャンゲルジム												
支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか												
着地面や周辺に石などはないか												
4												
確認サイン(安全担当)												
確認サイン (教頭)												
*「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。												
*できれば、2人以上で点検を行うようにする。												

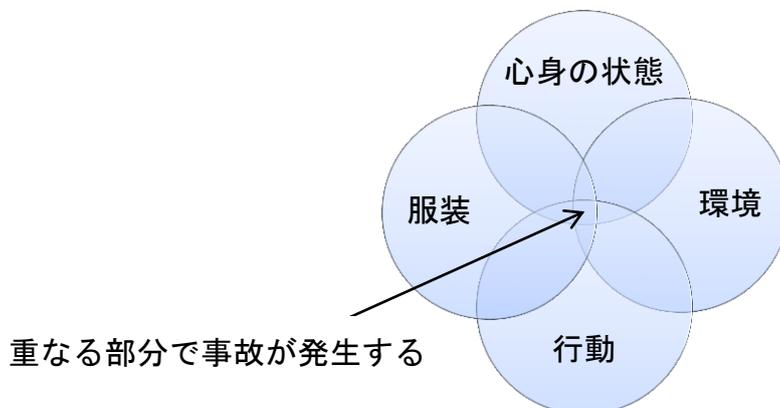
コラム：事故発生の要因と未然防止

事故・災害が発生するメカニズムには疫学的な要因分析と時系列的な分析の2つの理論があり、これらを理解することが、未然防止につながると考えられています。しかし、理解するだけでなく、教職員や児童生徒等が「危険である」「ヒヤリとした」「ハッとした」などの感覚を身に付けておくと同時に、その要因を分析し、改善することの大切さを心にとめておかなければなりません。

潜在危険論

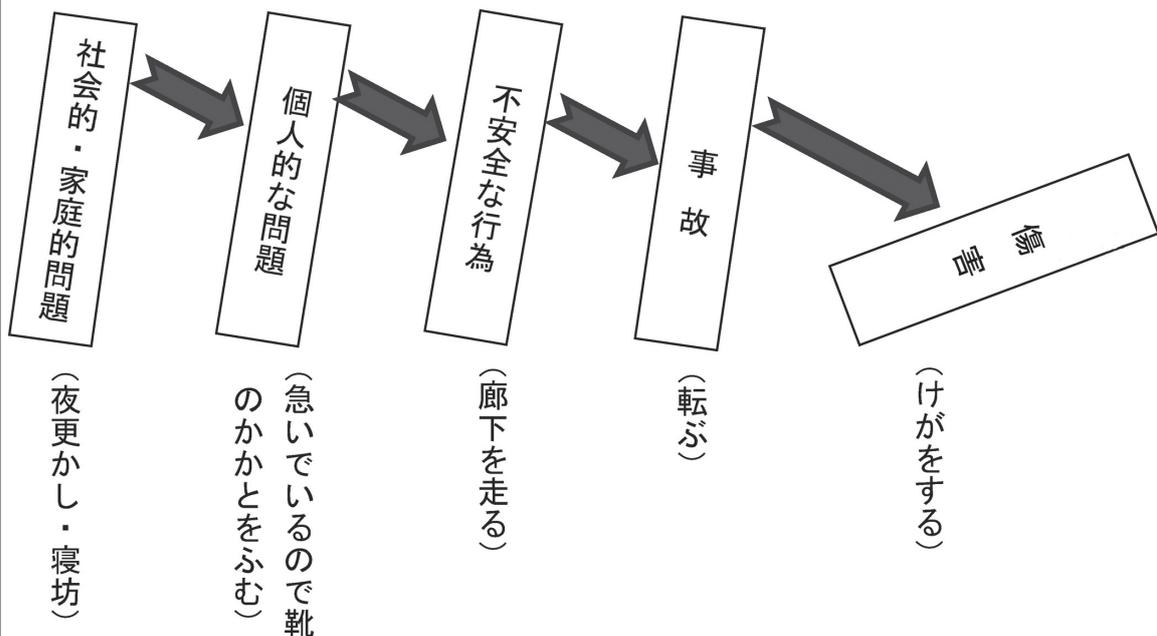
(疫学的な要因分析)

疫学理論とは事故・災害の原因について探ろうとするもので、複雑な事故・災害の発生要因を明確に分析する理論です。その理論に「潜在危険論」があります。「潜在危険」とは、ぼんやり見ていたのでは目に付きにくく、うかつな心構えでは気付きにくい存在で、それが大きくなったり、増加したりすれば事故の原因に「なりそう」な危険のことです。「心身の状態」「環境」「行動」「服装」の4つの領域に分けることができ、**単独で孤立した状態では事故・災害の発生には至りません。**(例外もあります。)4つの領域の危険とはどの領域も「すぎる」ことが危険と考えられます。例えば「心身の状態」であれば、「集中しすぎる」「散漫すぎる」など、「環境」では「高すぎる」「低すぎる」など、「服装」では「長すぎる」「短すぎる」など、「行動」は「無知であったり」「機能未発達の状態であったり」ということです。これらの4つの潜在危険が重なり合ったときに、事故・災害の発生に至るという理論から、「未成熟の事故」とも言われています。



(時系列的な要因分析)

時系列的な要因分析の代表的なものに「ハインリッヒのドミノ理論」があげられます。「社会的・家庭的問題」「個人的な問題」「不安全な行為」「事故」「傷害」の時系列の順で事故・災害が発生することを示しています。



最後のドミノを倒さないためには（傷害を阻止するためには）、途中のドミノ（要因）を倒れないようにする（要因を取り除く）ことが有効な対策であると考えられる理論です。

教職員自らの安全意識

子どもに上靴の履き方を指導することがあります。もちろん「危ないから」という理由で正しく履くことを指導しますが、教職員自身の足下がどうか確認してみてください。かかとを踏んで上靴を履いていることはないでしょうか、草履（サンダル）ではないでしょうか。児童生徒等の避難誘導ができるか、更には、負傷している子どもを抱えて安全に避難することができるのかという視点で考えてみてください。

3 防犯（不審者侵入防止）に関する安全管理

児童生徒等の生命や安全を守ることは、全ての教育活動における基礎となり、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。

(1) 学校における防犯危機管理体制の確立

児童生徒等と教職員の生命、学校への信頼、日常の学習活動を守るため、学校、家庭、地域社会が連携し、安全に対する意識を高め、不審者侵入等の緊急時にすばやく対応できる危機管理体制を確立しなければならない。

(2) 緊急時の対応における留意点

… 資料編「不審者侵入時における対応フロー」178ページ参照

緊急時においては、教職員は児童生徒等の安全を確保するとともに、自らへの危険を回避しながら、次の点に留意して対応する。

ア 防犯ブザーや非常ベル等により、事件の発生を周囲に知らせ注意を喚起するとともに、避難場所を具体的に指示して児童生徒等を避難させる。

イ 一人で対処しようとせず、大声をあげたり児童生徒等に指示したりして、110番通報や他の教職員の応援を求める。

ウ 刃物等の凶器を持った不審者と対峙する場合は、さすまた等防御できる道具を活用し、児童生徒等に近付かせないようにして応援を待つ。

エ 事件発生情報を速やかに伝達し、あらかじめ決められた指示系統に基づいて対応する。

オ 負傷者が発生した場合（所在が不明で、負傷している可能性が大きい場合も）は、119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し必要な応急手当を行う。

カ 危険の回避後は、児童生徒等の動揺を鎮める。

(3) 来校者への対応

学校内に不審者が侵入することのないよう、保護者や地域の人々の理解を得ながら来校者の確認を徹底する。

ア 出入口・受付の明示

「敷地や校舎への関係者以外立入り禁止」の立札を明示したり、出入口を限定するなど、来校者に出入口や受付場所が分かるよう案内表示を行う。

イ 来校者名簿の設置

来校者名簿を職員室（事務室）等の前に設置して、来校者の出入りを確認する。

ウ 胸章（リボン、腕章、名札等）の着用

来校者へ胸章の着用を依頼することにより、来校者の存在を確認する。

また、保護者、学校支援ボランティア及び業者等の来校者ごとに名札の色を変えるなどの工夫をすることも有効である。これらは、年度当初、保護者に対し十分説明を行い協力を求めておく。

なお、教職員も名札の着用を徹底し、来校者からも教職員かどうか分かるようにすることが大切である。

エ 来校者へのあいさつ

教職員は、不審者を早期に発見するためにも、来校者を見掛けたら積極的にあいさつをしたり、声を掛けたりする。

(4) 校内巡回体制の強化

不審者侵入の未然防止と万一侵入した場合に早期発見・早期対応を可能にするよう校内巡回体制の強化を図る。

ア 教職員による学校内外の巡回

教職員による学校内外の巡回を徹底し、特に、校長室や職員室（事務室）から死角となる区域を定期的に巡回する。

その際、普段と異なるところがないかなどに注意し、複数の目で見たり巡回経路や巡回時間を変えたりするなどの工夫をする。

イ 保護者等による巡回

保護者、関係機関・団体等の協力を得て、学校内外の巡回を行い、不審者侵入を未然に防ぐ。

(5) 校外学習等における安全確保

… 資料編「地震発生時における対応フロー(校外学習中)」175ページ参照

校外学習等の学校行事においては、教職員間の共通理解を十分図り、児童生徒等の安全確保を徹底する。

ア 事前計画と安全確認

事前に綿密な計画を立てるとともに、**現地の安全**を十分に確認する。

イ 安全指導の徹底

児童生徒等に対する事前の安全指導を徹底する。

ウ 非常時の連絡体制の整備

万一の事態が発生した場合の現場での責任者や連絡方法等を予め定めておく。

(6) 安全に配慮した学校開放

学校開放（授業日）に当たって、児童生徒等の安全が確保されるよう措置を講じる。

ア 不審者侵入防止のための方策

開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分からの侵入を防止する。

イ 保護者や地域の人々による協力

安全確保について、保護者や地域の人々に協力を依頼する。

(7) 防犯に関する安全管理の具体的な対象と項目

【学校において取り組むべきこと】

＜日常の安全確保＞

項目	具体的な取組内容
来訪者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 ・施設や校舎への入口等の管理 ・来訪者への声掛けや名札等による識別 等
不審者情報に係る関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携、近接する学校等間の情報提供体制の整備 等
授業中、始業前、休憩時間、放課後等における安全確保の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による校内巡回等の実施 等
校外学習や学校行事における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 ・児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 ・緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 等
安全に配慮した学校開放	<ul style="list-style-type: none"> ・開放部分と非開放部分との区別の明確化と不審者の侵入防止策（施錠等）の実施 ・保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力の推進 等
学校施設面における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 ・警報装置、防犯監視システム、通信機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等の連絡・通報体制の整備 ・死角の原因となる立木等の障害物の有無、隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施 等

<緊急時の安全確保>

項目	具体的な取組内容
不審者情報がある場合の連絡等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・警察へのパトロール等の要請など速やかな連携 ・緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定 ・保護者やPTA、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 等
不審者の立ち入りなど緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、副校長（教頭）または他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 ・警察、消防署等の関係機関や、教育委員会への通報体制の整備 ・緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等の実施 ・警備員等を配置している場合、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 等
緊急時の安全確保の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・危険等発生時対処要領に基づいたチェックや対応 等

【家庭や地域社会の協力を得て取り組むべきこと】

<日常の安全確保>

項目	具体的な取組内容
家庭への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達、危険な場所の確認や屋外での行事の注意事項の家庭での話し合い 等
学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得ての校区内の危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組 等
登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力の下での巡回指導等の取組の実施 ・「こども110番のいえ」等の地域のボランティアの体制の整備・充実 等

<緊急時の安全確保>

項目	具体的な取組内容
不審者の情報がある場合の取組体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体の協力を得ての各家庭への注意喚起 ・授業中や放課後等における学校内や周辺、校区内の巡回指導、集団登下校への同伴などの取組体制の整備 ・学校や関係機関等からの注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備 等

4 登下校時の安全管理

学校においては、児童生徒等が充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、市町村の関係団体等との連携を図り、登下校時の安全を確保しなければならない。

(1) 登下校時の安全確保

保護者や地域の人々の協力を得ながら、児童生徒等の安全確保の取組の強化を図る。

ア 集団登下校の実施

学校の実態に応じ、決められた通学路を集団又は複数で登下校するよう指導する。万一の事態が発生した場合を想定して、「大声を出す」「逃げる」等の指導も行う。

イ 通学路安全マップの活用

通学路の安全について再点検を行うとともに、安全マップを巡回等に活用する。

また、定期的な一斉下校や学年下校を実施して、通学路の危険箇所や緊急時に駆け込める「こども 110 番のいえ」や近所の店舗の位置等について指導するとともに、万一の事態が発生した場合に「こども 110 番のいえ」の機能が十分発揮されるよう確認を行う。

ウ 街頭指導

教職員は、日常的に保護者と連携を図りながら、必要に応じて登下校時の街頭指導を行う。

エ 防犯パトロール

保護者や学校安全ボランティア等による防犯パトロールを実施する。

オ 通報・連絡体制の整備

緊急事態発生時における教育委員会、警察等関係機関への通報とともに学校を中心とした連絡体制を整備する。

(2) 地域住民、保護者、ボランティア等と連携した危機管理体制の確立

登下校時において緊急事態が発生した場合、最初に児童生徒等の安全確保を行うことができるのは、現場付近にいる地域の人々である。したがって、日頃から地域の人々の協力が得られる体制を構築しておき、緊急事態発生時には、地域の人々、保護者、ボランティア等と連携して、児童生徒等の被害を防止することが重要である。

(3) 緊急時の対応における留意点

… 資料編「登下校中の不審者情報・事件対応フロー」179ページ参照

緊急時において、教職員は児童生徒等の安全を確保するとともに、自らの危険を回避し、次の点に留意して対応する。

ア 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には110番通報を行う。

イ ボランティア等に電話、電子メール等で支援を依頼する。

ウ 現場（病院等含む）に急行し、児童生徒等（周辺の児童生徒等も含む）の置かれている状況や不審者の様子、動向を把握し、不審者が近辺にいると考えられる場合は、警察到着までの間、児童生徒等の安全確保を図る。

エ 教育委員会への第一報と支援要請を行う。

オ 負傷者がいる場合には119番通報し、救急車が到着するまでの間に傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。

カ 必要であれば心肺蘇生を含んだ救急救命の措置をとる。

キ 危険の回避後は、他の教職員と連携して児童生徒等の動揺を鎮める。

ク 負傷した児童生徒等の保護者への連絡を行う。

(4) 具体的な対象と項目

【通学路の設定と安全確保】

項目	具体的な取組内容
通学路の設定 【通学路の条件】	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しの悪い危険箇所がない ・犯罪の可能性が低い (・歩道の区別がある。区別のない場合、交通量が少なく、幅員が広く、児童生徒等の通行が確保できる) (・遮断機のない無人踏切を避ける) (・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されている。警察官等が誘導している) 等
通学路の安全確保 【防犯に関わる安全確保のための方策】	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路を通過の登下校の指導 ・複数下校の指導 ・通学路の要注意箇所や危険箇所の把握 ・通学路の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒への周知 ・「こども110番のいえ」等の登下校時の緊急避難場所の児童生徒等への周知 ・登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導と訓練の実施 等